

いはてPBXをどういうふうによつておるのか。若しおわかりになつておればお聞きしたい。アメリカの例と、それからイギリス、まあフランス程度で、すね、PBXに關する……。

○説明員(吉沢武雄君) 實は諸外國の例につきましては、まだ資料が十分手に入らないので、多少古いものがあるのではありませんが、なほわかつていふ点につきましてのことしかお答えできないと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。アメリカでは御存じのごとく別法的には禁止してありませんが、ベル会社のほうのPBXは自然的に皆そのほうでやつておるようになつております。但し、危険な作業所とか、特殊なものにつきましては、自営というものが認められておるようによつておられます。西ドイツでは、これは大體民間の業者が設置及び保守を許してあります。この設置及び保守を許す業者につきましては、郵政省の認可を得たものに限ると、こういうふうな制限付きになつておられます。イギリスでございしますが、イギリスもやはり或る程度自営を許してあります。内線電話機三十個以上のPBXにつきましては、原則として民間業者にやらせるといふふうになつておられます。以上のほか目下資料を取寄せ中でありまして、その他につきましては、以上のような次第であります。

○山田節男君 従来PBXの積滞数が非常に多いと、併しその大半は建物が竣工したためにPBXの積滞数が非常に溜まつたといふような御説明があつたのでありますが、若しこのPBX

のサービスを改善して、非常に迅速に而も宣伝をよくやるというようにすれば、このPBXは相当金儲けになるのではないかと思ふのです。現在少くとも、昨年の八月一日発足されてから三月三十一日まで、このPBXについて採算がとれておるのか、いわゆるビジネスになつておるのかどうか、この点を一つ伺ひたいと思ひます。

○説明員(吉沢武雄君) 昨年八月以降のことはまだ決算も途中でございますから、数字的にははつきりいたしません。このPBXにつきましての収支決算をいたして見たのであります。それを大體二十七年で推算いたしました。どんな結果になるかという収支決算をしてみました。これは只今お断り申したように、決算的にははつきりいたしてありませんが、多少わかると思ひます。それによりまして、PBXの内線電話機一個当りの収支はどうかと申しますと、収入は年間四千二百十四円でございまして、これに對して支出が四千八百八十六円、差引収支の差額、いわゆる利益と称しますが、これが二百八十四円、こういうふうになつておられます。勿論これは自営のものを除いたものであります。直営と保守委託、これにつきましての計算でござい

○山田節男君 全国の總額はどのくらいになるのでしょうか。公社に入るべきPBXによつての収益ですね。大まかにいふのですが、黒字になつておるか、赤字になつておるか。黒字になつておるとすれば、これは勿論決算の済まない前ですから正確なことはわからぬのは当然であります。儲つておる

か儲つておらないかといふことはわかりません。よろしく。

○説明員(吉沢武雄君) 全国的な収入でございまして、これは工事のほうは別でございまして、工事は、御存じのようによつて、PBXは直営の場合は只今負担金で頂いておられます。その他設備料、工事費といふものは実費で頂いておられます。このほうは殆んどとんと、こういうふうになつておるわけでありまして、従つて、只今申したのとは使用料でございまして、維持料がどのようになつておるか……それから支出といふことは、保守をやる場合にどのくらいかかるか、或いは減価償却に伴う減価償却費、或いは資本に對する利子、こういうものを支出といひまして計算いたしました。電話機一個当り幾らといふことを申上げたわけでありまして、この總額を申上げたわけでありまして、収入が、いわゆるPBXの交換機、これに對するものが五億一千九百万円でありまして、それからPBXの内線電話機に對するものが六億八千七百万円、合計いたしました十二億六百万円、これが収入の總計でございまして、これに對して支出は、只今申上げた保守費、それから減価償却費、利子その他の間接費といふものを總計いたしました。すると十一億九千八百万円、こういうふうになつておられます。

○山田節男君 まあ現在まではそういうふうなPBXについての制度から言ひ、今日までの建前から言ひ、それから保守費その他の雑費を引かれて一億四千万に足りないような収益ではないかと思ひますが、これは将来公社としてPBXの部門をいへば、改善され

て、例えばサービスをよくするばかりではなく、その根本として、いろ／＼

なストックにしましても十分用意され配給を円滑にすると、得やすいときにうんと買つておかれて、そうして高く売ると、こういうふうな公社といつても、受当なや利益を挙げるといふ態度でなければ経営全体が行かないのではないかと思ふのですが、将来そういうふうな公社として本當に商売的といふか、追利主義といふ意味でなくとも、受当な利益は報酬を得るという建前であれば、これは将来電電公社としてはPBXといふのは決して不利な業務部門ではないと思ひますが、その点は如何ですか。あつたほうが迷惑といふふうな御氣持ですか。

○説明員(吉沢武雄君) PBXにつきましては、理論的に申上げて、電電公社が一体的に電話事業を經營するといふ点及び非常に公衆通信、この直接經營にタッチするわけでございますから、一体的にやつたほうがいいという理論は、これは私も否定いたしておりません。併しなから今度はPBXの利用を認めるということにつきましては、政府のほうから御説明あつたような次第ですが、只今の御質問の、これは荷厄介で或いは損なものであるという点はどうかといふことでござい

ますが、荷厄介とも考へておりませんが、それから経営上から見ても只今損という計算になつていないのであります。自営を許した場合に非常に公社が赤字になるか、取り得べき利益が非常に取られるかといふ点につきましては、自営につきましても、PBXにつきましては附加使用料等を徴収いたしておりますので、その点は必ずしも全部がなくなつてしまふというふうな形にはなつておりません。それと

同時に私どもとしましては、今度の法律におきまして、公社におきましても相當積極的に一般の利用者の御希望に從つてみずからやつて行くという形になつておるのではありませんか。結局利用者のかが自営するといふ場合におきましては、危険負担といふものは一切利用者がお引受けになる。火災を受けた場合には減失してしまへば利用者の御負担になるわけですから、公社において直營する場合におきましては、只今の制度は建設費取切りという形になつておられます。今回の法律案におきましては、社債で以て結局返してくれるという形になつておる。所有権は公社の所有に屬しますから、危険負担というものは公社が負つておる。こういうことを勘案いたしまして、利用者のかたがどういふふうな選んで来られるか。結局或る時期に、ピークにどつと出て来られますと、とても我々の大企業におきましてそのピークに對するPBXの態勢を整えておくわけには行かん。従つて又利用者の立場から見まして、飽くまで自分の所有権にしておきたいんだ。或いは保守もしたり、非常に大きな規模であるから常勤の人を雇つてやらなければ、自分のほうの利用としては必ずしも完全にできないといふような特殊な事情等を考へられて、選

択されるんではないかと思ふんです。それで今私どもこれは民間と競争するといふような意識でやるんではないか、公衆通信サービスを完備するといふ意味におきまして、現在のサービスを更に改善して行きたいといふ考へに立つておりますので、只今の御質問に對しましては、公社としましては在来の方針通り今後サービスを更に改善し

て行く、又利用者の、施設されるかたの御希望によつて自管も可能である、こういうふうな考へておる次第であります。

○山田節男君 今のお話まあわかるんでありますが、これは少くとも国営から公社に移して、自主的に合理的にサービスを改善するという目的のために公社になった。殊にPBXはこの間の公聴会でいろいろ聞きまして、要するにこれを民間に開放するといつたつて、PBXの設置、サービスといふものはメーカーではないんであつて、そういう基本的なPBXの、例えばこういう交換ボックスとか或いは電話機といふものは大きなメーカーが作つておるんであつて、いわばこういう事業をする人は本當に一つのサービス事業なんだあつて、各資材を集めて、ただ郵政大臣が認定した技術を持つておる者、そして電電公社のまあ規格といひますか、厳重な検査、監督を受けてやる。こういうようなのがいわゆる今後開放されてPBXを設置する者の実態ではないかとおもうんです。そうしますとやはりPBXという問題は、これはやはり電電公社が、これは一つの電話業に關しては独占事業体としての公社になつておる。公社の責任上から言へば、そういう高度な技術基準を保ち、又保守についても徹底をしてやるというこゝになれば、これはむしろ私は電電公社が全責任を持つて、むしろみづから進んでこれは独占でやるというのが私は公社の責任上から言へば當然じゃないかと思ふ。ところがこの法文にこういうふうに、これを一般の民間に開放して、民主的な一つの方向に向うのであるという説明になつてゐるわけ

ですが、私はむしろ公社が本當にこの電話サービスのうちで、PBXのサービスをよくしようというこゝになれば、そういうことをしないで、むしろ公社が独占して、そして全責任を持つてやるということが私はむしろ當然じゃないかと、又それはアメリカのベル会社の実態を見まして、ベル会社も全責任を持つてやつてゐる。これは私はまあ実際見まして、そういうふうに観察してゐるんですが、こういうことを申上げるのは、今回のPBXの民間開放といふことにつきまして、私どもの手許にも随分陳情、請願が参つております。そして過日公聴会で、関西のほうの電話工事協会の代表者の証言を求めたのでありますが、このかたの証言等を総合してみますと、この結局このPBXの設置の業務に當つてゐる人は、旧通信省或いは電通省、こういうような所に勤めていた人が殆んど百パーセントに近い、こういうお話であつたんですが、そういうような点から考えまして、私はPBXのこの將來の施設、サービスを改善するといふためには、むしろこういうたような民間に開放するといふようなことをしないで、やはり公社が責任を持つておやりになるほうが、たとへば儲けは少いにしても、サービスを改善されればPBXの設置希望者に対してこれは從來のようない不便をかける必要は絶対ないと思ふし、又絶対にそういうことがあつちやならんと思ふんですが、この民間に今回PBXを開放されたということについて、私はそういう意味でどうも解せないんですが、これは監理官自身にお伺いしますが、民間開放といふものは、結局実態から言へば、そ

ういつたような一種の失業救済といひますか、そういうたような元通信省におつた者がやつておる。そしてこの郵政省の検定を受けた有資格者にやらせるということにして、何といひますか、むしろそういうたような何か動きがあつて、僕はこういうたような民間開放といふことをやられたのじやないかと思ふんです。このPBXの設置事業を民間に開放されたといふことについての本意ですね、法文や法案提出の理由の説明に、大臣がされてゐるような以外に、私は何かほかのフアクターや影響があつたのじやないかと思ふんですが、そういうことはもう絶対にな

○政府委員(金光昭君) 今回の公衆電氣通信法におきまして、PBXにつきましても、公社以外にやはり民間のほうでもその設置及び保守ができるという方針にいたしましたのは、これは只今山田委員がおつしやいましたような失業救済とか、そういうたようなことではないのであります。やはりPBXについての利用者方面からの要望といふものをいろいろ検討しました結果、勿論電氣通信省から公社になりまして、今後において公社においても十分PBXについてのサービス改善については努力をするわけでありまして、いわゆる電話加入者、電話利用者の方面におきましては、例えばこのPBX設備自体を自分で所有したい、或いはその保守につきましても、非常に特殊な時間等に緊急に措置してもらいたいといふたような要望等もありまして、これらのいろいろ民間からの要望といふものを考慮せましたときに、現在の公社では十分それらについての

サービスを全うし得ないといふたような面から考えましたわけでございまして、決して只今山田委員のおつしやいましたようなことを念頭に置いて、こういつたような方針をとつたわけではございません。又民間の利用者と申しまして、これは本當の現実に電話を使つております方面からの要望を主としてわけでございまして、昨年でございしますが、東京商工会議所方面におきましても、電話加入者等についての調査をされた結果をもちつておりますが、それらの点につきましても、現在の加入者といふものが決してPBXについてのサービスを十分だと思つていないといふことを中心にして決定をいたしましたわけでございまして。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○説明員(平山温君) 大体PBXの工事は、地方へ行きますと通信部でやらせることにしておりますので、そこでやつてゐるようなものは、大きな自動交換機関係を設置するといふようなものでなしに、簡単なPBXを設置するようないものがございまして。その簡単な交換機を設置したりPBXの中の配線をしたりする程度のもので下請しております。

○山田節男君 今のお話まあわかるんでありますが、これは少くとも国営から公社に移して、自主的に合理的にサービスを改善するという目的のために公社になった。殊にPBXはこの間の公聴会でいろいろ聞きまして、要するにこれを民間に開放するといつたつて、PBXの設置、サービスといふものはメーカーではないんであつて、そういう基本的なPBXの、例えばこういう交換ボックスとか或いは電話機といふものは大きなメーカーが作つておるんであつて、いわばこういう事業をする人は本當に一つのサービス事業なんだあつて、各資材を集めて、ただ郵政大臣が認定した技術を持つておる者、そして電電公社のまあ規格といひますか、厳重な検査、監督を受けてやる。こういうようなのがいわゆる今後開放されてPBXを設置する者の実態ではないかとおもうんです。そうしますとやはりPBXという問題は、これはやはり電電公社が、これは一つの電話業に關しては独占事業体としての公社になつておる。公社の責任上から言へば、そういう高度な技術基準を保ち、又保守についても徹底をしてやるというこゝになれば、これはむしろ私は電電公社が全責任を持つて、むしろみづから進んでこれは独占でやるというのが私は公社の責任上から言へば當然じゃないかと思ふ。ところがこの法文にこういうふうに、これを一般の民間に開放して、民主的な一つの方向に向うのであるという説明になつてゐるわけ

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

○山田節男君 ちよつとよくわからんのですが、今申上げた下請する工事といふものは、ただ線を引つ張るくらいのもので、仕事の内容はわかりませんか。

うのですが、これは申すまでもなく公社になつた以上は、なつたのですから、成るべくプラスになる面を公社として持つておられたほうがいいという事は当然だと思ふ。殊にPBXは日本のように一般のこれは大きなメーカーは例へばPBXを作るとか、或いは電話機を作る、その他大きなメーカーがやるのはこれは電電公社或いは電氣通信研究所で指定されて相当良心的に言へば、これは幾ら郵政省の検定を持つておる有資格者がやるにいたしましても、私はサービスが均一化或いは責任を以て保守をするという点、むしろPBXを持つてゐる人へのサービスの面から言へば、これはむしろ私は公社が全責任を持たされて独占しておやりになつたほうが責任の所在を明らかにして行くのではないか。このことは公社が独占企業である限りは、PBXを独占企業にしておつたて否認するといふことは言えないと思ふ。そういうようなことで、先ほど私は副總裁の御意見を聞いたのですが、總裁は一体これをどういうふうにお考えですか。やはり民間に開放したほうがいいというお考えですか。

○説明員(梶井剛君) 民間に開放したほうがいいという意味ではないのであります。それを使われる人の希望によつて、我々は公社でやる場合にはやるし、民間でやりたいというかたには民間でやらしてやる。併し我々としては信機関に接続してゐるものから、そういう意味から申しますと、只今御説のように公社自身が施設をし、保守して行くといふことは全体のサービス

のほうからいいといふことは言い得るわけですから、我々としては是れは当然今まで通りにできるだけ自分らはやつて行く。併し中に加入者のかたでいろいろ交換機その他でそれ／＼注文をされまして、自分の好みのようなことをされまして、公社は大体標準のものをやつておきますから、そういうものにつきましては、そのかたの好みによつて特別のメーカーに注文をされる、やられるという場合には向うでおやりになつてもいいし方ないという意味なんでありまして、積極的にこちらから民間へそのものを開放して、民間に全部請負せよという意味では毛頭ないのではありません。でありますから、大部分はやはり従来通り公社において施設をし又保守するといふような状態になるだろうといふことを期待しておるわけでありまして。

○山田節男君 その最後の言葉のPBXは民間の、民間に開放されるということになつても、PBX設置に關しては大部分、数字から言へば八割乃至九割くらいはやはり公社のほうでやり、ならなければいけません。こういうことは確信があるわけですね。實際問題として確信があるわけですね。

○説明員(梶井剛君) 確信と申しますほどの問題ではないのですが、大部分従来例に徴してしましてもそうなると思われたいという意味でございます。現在も官庁方面の施設交換はそれ／＼責任者が別になつておまして、保守してゐるような状態でありまして、我々としては自分らのサービスを極力よくして行けば大部分のかたは当然公社に頼まれるといふふうに思ふわけでありまして。

○山田節男君 PBXの質問はこれで私は打ち切りますが、料金問題に關しての資金計画は入らないことになつておるのですから、他にもう一つ伺ふことがあるのですが……

○委員長(左藤義雄君) 料金の問題は、今衆議院の委員会でも修正をやるようでありますから、他の問題に願ひます。

○久保等君 関連して質問したいのですが、若干今の山田委員の御質問とも関連する点もあると思ふのですが、今度出ます公衆電氣通信法案の中にPBXの提案は、実は昨年の六月頃だつたと思ふのですが、例の日本電氣公社法案が国会にかつておりました十三国会のときに、実は公衆電氣通信法案、或いは有線電氣通信法案が国会に上程されておつたわけでありまして。即ち電通省當時に国会に法案がすでに出ておつたのですが、それがその後審議未了になつて、今度で四回も国会に出て来ておるわけなのですけれど、何かしら四回に亘つて国会に同じような形で出て参るといふことを考へて見た場合に、先ず最初に出された當時の状況と今日の状況とは、電氣通信事業の企業の経営の形態そのものも非常に大きく變つておるわけなんです。總裁は勿論その當時の事情は直接担当しておられないので別としても、少くとも今日の電氣通信事業といふものを公社形態で経営して、相当思い切つて従来より／＼いわば梓といふか、い／＼な隘路があつたけれども、これを企業性を十分に發揮してやつて行こうといふ考え方の上に立つて、新電氣通信事業が全面的に公益企

業体に切換えられたわけですが、當時提案せられておつた法案をそのままここに四たび出して來られたというような、何かそこに情性で以て法案が出て來たんじゃないかという懸念が多分にあるわけなんです。私少くとも昨年の八月一日を契機として、電氣通信事業といふものが公企体になつたといふことは、これは電氣通信事業の運営或いは経営の問題について、全面的に少くとも従来の方針なり或いはやり方といふものを再検討せられて、それでギリギリ一ぱいこころはこころいふうにしなければならぬという確信を持つて国会に上程せられて來るのが當然だと思ふのです。少くともこのPBXの問題にしましても、そういう考え方からすれば、昨年の六月の十日頃に先ず初めて陽の目を見た公衆電氣通信法案の事業の中におけるPBXに対する考へ方といふものについて、公社当局としてこの問題を根本的に再検討されたのかどうか。而も先ほど來の御説明によると何か利用者そのものからの強い希望もあるのだと言われるけれども、併し純客觀的に見ました場合には、少くともむしろそうじゃなくて、PBXをやるところの業者の責任といふものは、これはもう少くとも覆うべからざる事実として顯著に活動せられておるというところを見受けるわけです。これは即ち十四だつたか十五国会だつたか知りませんが、やはりい／＼ば参考人の意見をい／＼国会で聞かれたことがありましたが、その際にもいろいろ従来におけるPBXの業者の動き、或いは活動といふものについての詳細な実は経緯が、直接その業者のほうから実は今でも速記に残つておりま

すが、少くともはつきり実は参考人の意見として述べられておるわけです。そういうことはむしろ業者が積極的このPBXの自営といふことについて、少くとも利用者が積極的このPBXの自営、民間開放といふことについて動いたといふことよりも、業者が非常に積極的これを推進して参つたといふことは、深い裏面的な動きは別としても、率直に私は認めざるを得ないと思ふのです。そういうような点と関連して考へて見ますと、果して電氣通信事業の根本的なあり方という面から考へても、先ほどちよつと申上げたように、昨年の八月一日から公社経営に切換えられた、その経過といふものは全く無視されたやうな形で、従来国会に提案しておつて審議未了になつたのだから、又提案するんだといふふうな何かそこに余り確信のないやうなふうに見えるわけなんです。公社当局としてこの問題について十分に再検討せられたかどうか、このことが先ず質問の第一点であります。

それから第二点の質問としては、先般私PBXに關した資料の御提出をお願いしたのですが、その資料の中を見ても、最初の所に書いてございまして、少くとも電氣通信といふものの生命は、工事が、開始するに至るまでの工事の早い遅いにかゝること、そのことは勿論重要なことであります。が、それ以上に重要なことは、やはり一旦開通した後における通信回線といふものが、本當にこの通信としての使命を全うし得るかどうかということが最も本質的な重大な問題であらうと思ふのです。若干工事が仮に遅くても、

これは仮にという言葉を使いますが、仮に遅くとも未来永久に使用されるであらう通信回線というものが非常によい状態で、これが何と云いますか、運用され、使用されて行くならば、通信回線としては先ず、最初の開通については若干問題があつたとしても、非常にあらゆる方面に好影響を及ぼし、非常に利用する、ただ単にPBXの施設をしておられるかただでなく、全国的な通信の利用者に対して非常に利益をもたらすと思うのです。そういう考え方がいたしますと、果してPBXというものを民間に解放しておつた当時と、現在公社に移管した後に於ける一体保守状況というものとを比較対照して見た場合に、先ず先ず甲乙がないので、これを民間に解放しても大した害はないんだというふうな根拠を持たれて、実はこのことが提案せられておられるかどうか、少くとも私は資料によつて拝見いたしまする限りにおいては、昭和二十五年の五月に電気通信省に当時引継がれて、今日僅かに三年しか実は経過しておらないのですが、併しなお且つその間における引継ぎを受けた直後における回線の保守状況と、それから今日の状況とでは、障害件数等を見ましても、ここに出ております資料によつても大体半減しておるという状態にまで向上して参つておるわけです。而もPBXが、実は電気通信省の当時いろ／＼人員の引継ぎ等の問題については給与のアンバランス等があつて、非常に困難な状態の中にどちらかというとも多少無理をして、当時の給与のアンバランス等も解決して、一応電気通信事業の中にPBXの従事者自体も溶け込んで来たという状態になつて来た矢先に、又ぞろこれを引継ぎするというような形で、平地に波瀾を起させるような施策を僅か三年目の今日においてとる、而も公社に切換えられた直後になされたというこの点については、私は余りにPBXの扱ひ方については、確かにそれはPBXが電気通信省に引継がれたという当時の状況は、占領下の当時の状態であつたから止むを得ないと言われるかも知れませんが、併し占領行政は、いい悪いは別として、少くとも電気通信事業というもののあり方として考えた場合に、余りに私は無定見じやないか。少くとも電気通信事業を直接担当してある公社が確信を持つて提案するのは、余りに根拠が薄弱ではないか。只今申し上げましたようなPBXの回線の状況、運営状況、保守状況、そういうふうなものを考え併してみた場合には、非常に薄弱な理由は、いかんせん、非常に薄弱的な理由しか見当らないのじやないかというふうに見えるわけです。従つてPBXを民間に開放すること自体が、そういう一本の電気通信事業の本質からいつて支障がないのだ、いわば電電公社がやる場合と甲乙はないのだというふうな結論を持つておられるのかどうか。このことが質問の第二点であります。

それからやはりそのこととも関連しますが、第三点としては、先ほど山田委員も言われておつたように、何と言つても通信回線というものは誰が工事をして、誰が保守をするかが、通信というものは、全国的な一貫性と有機的な関連性というものを考へて行つた場合は、何と言つても一元的な運営、一元的な少くとも有機性というものは、これは電気通信事業の私は本来の性格だろ／＼と思うのですが、そういうふうな場合に、結果が果してうまく行かない場合における一体責任がどこにあるかという問題になつて参る、当然これは電気通信事業の運営、経営という問題については、電電公社が直接の責任者であることは間違いないことです。併しただ現実的に具体的に起きて来た問題については、その問題には、実はPBXの問題は自営でやつておるのであるという結果になつたのだと言つてみたところで、すでに侵されたところの回線の障害、或いは不利益という問題は、あとでとやかく言つてみても救い切れない私は問題になつて来るのではないかと、これを考へてみた場合に、やはり電気通信事業というもののそのいつた本質的な有機性ということを考えてみた場合に、責任の所在をはつきり明確にする。これはもう誰がやつた私がやつたという論議の余地がないまでも責任の体制を明確にするということからいつても、私はこれを民間に開放するということ自体が非常に無理があるのじやないかというふうな考えますし、同時に今日において、絶対PBXの問題はいつ如何なる場合においても公社が独占してやるのだということには、実は今日の法制化においてもなつておらないわけです。即ち特殊な止むを得ない事情がある場合においては、これは民間においてやらせることが出来るような形に今日においてもなつてゐるわけです。ですからそういう如何なる場合においても公衆というか、PBXの利用者の意思を無視して公社が強引に独占してやるのだ

ということにはなつておらないわけであり、特殊な事情があり、非常に公社自体そのものがやるについて困難性がある場合においては、これを自営でやり得るといふ、いわゆる抜け道といひますか、弾力性が今日の法制化においてもある状態の中にあつて、今日非常に大幅に公社でもいんだ、或いは又自営でやつてもいいんだといつたような形でやることは、むしろ電気通信事業の民主化ということではなくして、私は極論すれば、公社そのものが非常に無責任じやないか。而もその声の上つて来た経過等を考へて行つた場合に、公社当局そのものが一つの事業の経営についての意欲というもののについて、本当に電気通信事業というものの対する熾烈な経営意欲を持つてゐるかどうかといふことについて若干疑念を持たざるを得ないのじやないかというふうなことは、私は考へるわけなんです。而も先般の公聴会において、特にこの方面を代表せられたかたの御意見を伺つても、何か受取れることは、電気通信事業のあり方という本質的な問題から御意見を述べられるよりも、どちらかという、いわばまあ職場を何とか一つお預けによつて与えてもらえないだろうかといふふうな受取れるような節のお話も多々あつたわけでありまして、私ども人情においてそういう方面に対する施策、政策というものをこれを強力に打出されることについては、やぶさかでないのですが、ただ問題は電気通信事業といつたいわば個々の問題として混同して取上げるといふことについては、全く納得がいかないものでありますし、まあそういう面を考へた場合、少くとも公社当局がど

んなふうな考へておられるのか。更に最後にもう一点御質問申上げたのですが、それはやはり電気通信事業が公共的なものであるという立場から考へた場合に、果してPBXを民営という形でやられた場合には、公共的な立場から考へて、非常に施設というものが不経済になる危険があるのじやないか。例えば電力或いは発電といつたような機械類が大きなビルディングの中で、例えばA、B、Cの三社がこのPBXを是非自営でやらしてもいいという形で申請があつた場合について、これを許可したということになつた場合において、それ／＼A、B、Cの自営の工事担当が別々の場合を考へて見た場合、モーターはそれ／＼実は三台付ける。ところが若しそれが公社で二元的にやるとするならば、当然モーターの供手といふようなことによつて非常に経済的に施設を利用して行く、従つて先ほどちよつと論議が申しておられたのですが、成るほどPBXの直接利用者がいろ／＼好みだとか、趣味だとかいふ理由にして言われておつたのですが、私は少くとも電気通信事業というものは、床の置物、或いは庭のまゐり／＼な置物のようなものとはよほど性格が違ふのでして、好みといつて見ても、非常に好みを中心にしてやらなければならぬ電気通信事業じやないと思うのです。又今日の実情からいつて、そういういわばどちらかと言へば、まあ賛成と思はれるようなことを一つの民間開放の理由にされることは、先般来いろ／＼電気通信事業の現況について、或いは総裁或いは大臣等からこゝ／＼言われているよう

に、今日の電話事業というよりなものを、或いは料金改訂の問題とからましても電氣通信事業の拡張、改良というよりなものの貧困性や困難性というものを主張されている立場からすれば、PBXの問題については、実は何だかユートピア的なお話をされることも若干前後相矛盾するのではないかと、ふらふらに思われるわけですが、従つて私の最後の質問の要旨は、施設面から見ても果してPBXの民間開放をやることとするならば、或いは私の危惧するような不経済な面があらはれないかという点、まあ、こういつた点について御質問を申し上げたいと思つておるのです。

○説明員(吉沢武雄君) 総裁、副総裁が、もとより座を外しまして、私の立場におきまして、只今の御質問にできるだけのお答えをいたしたいと思います。

第一点PBXの民間開放についての方針を、当初の提案時から検討したかどうか。殊に公社でいてサービス改善というものをモットーとすべき点から鑑みて、この民間開放について如何なる検討をしたかという御質問であります。この点につきましては、先ほど来総裁及び副総裁から公社の立場を十分に申上げた点でございまして、これは私もいたしまして、その後、或いは只今提案になつておりますような自由の選択の余地を残しておき、併し公社といたしましては、自分の直営に關する限りは、サービスを飽くまで向上して行く、こういうことに対しては、変りない結論に達したのであります。その結果といたしまして、今回の料金改訂におきまして、PBXにおきましてこの内線電話並びに交換機の附加使用

料につきましては、据置きにしたゆえんのもの、できるだけPBXというものが、今後の電話利用者の、大口利用者の要求するところのものである、且つ又料金的に負担を重くすればこの発展が阻まれるのじやないかというような政策面におきまして、料金にこのような考慮を加えたのでありまして、なお實際面におきましては、公社発足の共におきまして、現場のサービスを改善するということに意を用いておりました。殊にPBXにつきましては、直営直後におきまして、相当な利用者の非難があつたのであります。これに對しまして、公社としてなし得る限りの努力をせよということから、先ず非難の一点をいたしまして、申込んでから實際に開通するまでに、非常に各方面から調査とか或いは現場の検分とかというふうなことに接していくなか、又取付くまでに困難に堪えない、こういう非難があつたのであります。これに對しましては、このPBXの普通の型、即ち二百回線以上の共電の大きな交換機、或いは自動式とかというものは、これは本社において発注の都合或いは工事の都合及びその設置の一ぱいにできるような考慮の下に本社の決定に任せておりますが、それ以外には通信局以下に任せております。それを更にこの利用者の便宜のために受領の決定権を最下部の段階まで持つて行きます、即ち只今のところは通信部であります、只今改善せよと言ひますのは、取扱局段階におきまして、お客さんからPBXのこの注文がありますれば、そこで受理を決定できるようなふうにして行

くというふうな只今運んでおります。又資材の点につきましても、非常に時間がかかるというものは、従来の普通規格型のPBXのこの物品処理につきましても、通信局若しくは本署において準備し、これを注文があつたときに配給する、このような組織でありましたのを改めて、ランニング・ストックを置く、即ちいつでも普通の規格のPBXでしつた注文をすればすぐできるような現場段階の、そういう普通の型の交換機というものを用意しておき、こういうことにいたしました。相当地度サービスの改善について心がけた次第であります。このみを以ては、まだ足らぬのでありまして、もう一歩進みましてこの利用者の要求に合うように十分に措置をしたいとなつて、一層研究を進めておる次第であります。従いまして今回のPBXの自営ということを確認したことによりまして、公社が何らサービスに対する信念を放棄したものでなければ、且つ又公社におけるPBXの重要性を私どもは決して輕視しておる次第ではございません。

第二の点につきましては、保守の完全を期し得るや否や。即ち自営に任した場合には、只今御指摘のごとく、日本電話設備会社と電通省が引受けた当時の保守成績の比較がこのようになつてゐるじやないかというお示しをいたしますが、事実、当時におきましては、私どもとしまして懸命にこの直営の線に沿うために進んでおりました、なお且つこの保守要員につきましては、従来の電話設備会社の保守要員そのまゝを現場に配して、利用者に対してサービスが悪くならんように、或いは問題を生じないようにつ

た次第でありまして、多少でも面目を施しておる次第であります。併し今後において若しも民営にした場合において一体どういふふうなそれが現われるか、こういう御懸念の点も至極御尤もと思ひますが、私どもの考えといたしましては、一応技術基準をはつきり守つてもらう、又この設置及び保存に従事するところの者は、資格認定試験を十分に受けた者がやる、こういう点においてははつきりするならば、一応この資格なり技術基準を守るといふ前提に、私どもは立つておられますが、十分にそれらを守るならば心配ないものと、こう思つております。仮にその技術基準に反し、且つ又資格認定者以外の者が勝手にその設置、保存に従事するといふようなことがあれば、これは直ちに摘発し、或いは取締の対象となりまして、結局その回線につきましては故障が多いといふような注意を与えます。なお注意のみならず、この法の運用といたしましては通話停止、使用停止の処分を以て臨み得るということでありまが、故に、實際の自営者そのものはやはり自分の電話通話がうまく行かぬ、故障が多いといふことに對しては懸念が使用停止、通話停止のやうな事象目に會うことも恐らくは堪へ忍ばないといふことから考へまして、仮に自営者といつたとしても、民間業者に對しては、その簡単にこの自営を任して知らん顔をしておるといふことはしないであらうと思ひまして、公社の態度及び自営者そのものの自己の通信に對する重要性の認識、或いはそれに伴ふところの従事者に對する十分なる要求といふことから御懸念のやうな保守の低下といふこ

とを来たさないようにいたしたいと、このように思つております。

第三の点につきましては、責任の所屬を明確にできないじやないか。この点につきましても、第二の御説明を申上げましたのと関連いたしまして、結局はこの法の運用を完全に且つ公明にやるといふことによりまして、そのやうな責任の所屬を明確にして自営者のサービスの低下を来さんように、且つ又全体としてのこの公衆通信の一貫性の機能を乱さんようにいたしたい、このように考へております。

第四の点につきましては、公共的観点から、施設の設備が自由な自己の要求のまゝでなれば、経済的な観点から不経済じやないかといふお話でございまして、これは一応そういう点にはあり得ると思ひますが、これも又今後機器の種類といふものを十分に要求者の望むところのものを多くし、且つ又機械の基準も上げて行きたい、このやうな点に考へておりますが、ただこのやうな点につきまして、個人の希望する機械或いは交換機といふものを強制的にこれ以外には使つてはならぬといふことは、自営を許す以上は限度があるかと思つております。従つて通信の特性といたしまして、自己の満足するところの機器類を仮に設置いたしまして、その保存において、或いは他の通信の妨害をしない、迷惑をかけないといふことを考へるならば、その辺は一応機械の種類が多いといふことは、別に制限すべきじやなからう、このやうなふうに思つております。なお且つ今回提案を政府からいたします有線電信通信法におきまして、施設の専用設備といふものを自由にいたしております。

これは大きな変化でございます。電
信法の現在におきましては、施設設備
の範囲というものは非常に極限してお
ります。且つ又この許された範囲におき
ましても許すというものを厳重にいたし
ますのを、今回の有線電気通信法におき
ましては、これを自由に開放するとい
う立場もございまして、そのほうの関
係も脱み合せて、民間に自営の分野
を拡張するというのも、一応観念と
して歩調をとれるのではないかと
いうふうに考えます。

○久保等君 なお、ちよつとお伺いし
たいと思うのですが、特に賣主の所
在を明確にする、或いは電気通信事業
の保守状態というものをできる限り良
好な形で保つて行くという点から、技
術基準というよりなものを相当厳格に
せられるというようなお話があつた
のですが、今度の法案でも、第五五条の
第七項ですか、公社の認定を受けた工
事担当者でなければ機械或いは附属設
備の設置に従事してはならないとい
うふうになつておるのですが、ここに
言われております工事担当者というの
は、まあこの法文を普通すなおに理解
すれば、工事担当者でなければ工事は
やれないのだということになつておる
わけですから、まあ一般の物の運搬を
するとか何とかという純然たる
筋肉労働者たる従事者は別として、少
くとも電氣的なものをいへば、使つて作
業する者は全部工事担当者でなければ
やれないというふうな理解されるわけ
なんですけれども、従来の何か慣例に
よると、工事担当者というものは、ま
あどちらかと言へば親方級の工事担
当者ということで、その下で簡単な作
業をする、簡単といつても電氣的な作

業なんです、そういうた作業をする
者は工事従事者というふうな言葉で表
現しておるようですが、そうなつて参
ると、ここで言う工事担当者という言
葉が、若し従来使い馴れておる工事担
当者ということになつて参ると、只今
説明させられたような点については、
相当まあ疑問が出て来るわけなんです
が、ここで言われる工事担当者という
ものは、飽くまでも工事に従事する電
氣的な作業をする者については、比較
的な作業をする者については、比較的
単なるものから始まつて最も困難な
事に至るまでやはり工事担当者でな
ければやれない。勿論その中にはい
る種別というのか、級別を設けて何段階
の差を設けるというふうなことが考
えられると思うのですが、そういうよ
うな意味なのか。この工事担当者の検
定或いは認定をする場合の考え方とい
うものについての一つ基準をちよつと
聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問
にお答え申します。只今御指摘の公衆
電気通信法第五五条の第七項で申して
おります工事担当者というものは、只今
保委員がおつしやいましたように、電
氣通信工事に従事する者を総称してい
るわけでございます。従来の電話規
則等で申しております工事担当者とい
うものを、さういつたものとは趣き
を異にして考えておるわけございま
す。そこで純然たる補助的な業務とい
うものに従事する者は、勿論これの対
象に相成りませんが、一般の電氣通信
の技術的な工事に従事する者につきま
しては、總体的に今回の工事担当者とい
うものでなければ従事させないとい
う構想で考えておるわけございま
す。なお工事担任者の試験等につきま

しては、例えば交換機の種別につきま
しても自動、共電、磁石というふうな
種別もございまして、それらの点も
考えまして、いわゆる資格としての上下
というございまして、むしろさうい
つた今従事する業務につきまして或る程
度の種別を分けまして、それによりま
して試験を実施するということにいた
したいと存しておるわけございませ
う。

○久保等君 なお只今の問題について
引続き御質問したいのです。まあさ
うなりますと、先ほど言われておつたこ
とと矛盾をして来る疑念が起きて来る
のです。工事担任者が例へば一人
PBXを請負つてやる、実際の使用者
は大勢の人を使用しなければならん
のですが、そういう場合には工事担任者
が自分のまあ考え方といひますか、自
分が適当な人間をかき集めて来て、そ
れによつて一人だけ工事担任者がお
ればその工事はやれるということにな
ると思ひますが、さういふことでは
ないか。

○政府委員(金光昭君) 一人の工事担
任者があれば、あとはもう無資格の者
でもいかにいふお尋ねでございます
が、これはいろいろの工事によつて違
ひますが、我々といひましたのは、そ
ういふた一人だけ一人だけ資格を持
つ者があつて、あとは純然たる無資格
者といふふうには考えていないわけ
ございまして、本當のいひゆる補助的
な業務に従事する者以外にはやはり有
資格者であるといふことを条件にして
おるわけでございます。

○久保等君 その点少くとも法規的に
は明確化しておらないわけですから、
工事担任者一名で、それで少くとも自
分の下で使うところの使用資格は

保持しておらないからいつて、その申
請そのものを却下するということには
ならんと思ひます。若し、それなら
ばどの程度の工事については工事担任
者何名以上おらなければならんとか何
とか、さういふ細かい規定でも考
えられれば、さういふ非常識なこと
とすれば、さういふ非常識なことは
させないのだと幾ら言つても、現
場でしよつちう実地監督官がついて
おつて監督するわけには勿論行きま
せんし、途中において時々機会を
巡回をするといふようなことはあり得
るかも知らんけれども、少くともPB
Xを民間に開放してやらせるからに
は、一々、一挙手一投足まで見てお
る、それなら、むしろ民間に開放し
ないほうが結果的にいいだらうし、
又民間に開放された者自体にとつて
不便だと思ひます。それで更に施工
内容によつて段階を設けて、どの程
度の工事は何名以上の工事担任者が
なればならんのだといふことまで規
定されるつもりかどうか。お伺いた
したいと思います。

○政府委員(金光昭君) 段階を設けま
して、さういふ工事については何名
の担任者を置かなくちやいかんとい
うようなことになりまして、これは非
常に又複雑困難に相成りますので、そ
こまでは我々としては今のところ考
えておらないわけでございます。ただ
久保委員のおつしやるように、単に
人の担任者がおつて、それが一応名
義をとつておれば、自分で教員の保
守工事をして一人受けるといふたよ
うなものについては、当然これは或る
程度の取締を必要とします。さうい
ふことになれば、勿論保守の成績とい

直ちに影響して参ります。それらの
点につきましては、或る程度我々とい
ひましたも、できるだけさういふた
一人の人が兼業でたくさんさんの業
務を行うといふものにつきましては、
そこに制限を置きたいといふふう
に考えておるわけでありませう。

○久保等君 なおこの担任者の問題
も関連しますが、技術基準の問題に
ついては、やはり定めるようになって
おるわけなんです。技術基準の……
この法案が今度の国会で通過する
ことになれば、八月一日からでも
やり得るような態勢でおられると思
ひますが、具体的な技術基準の問題
については、成案を得ておられる
と思ひますが、さういふたものを持
ちてはどうか。

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋
ねの技術基準でございますが、これに
つきましては、成案とまでは至りま
せんが、大体的な概要につきましては、
公衆電気通信法の第五五条の第七
項のほうといたしまして、協賛をいた
しまして、大体的方針につきましては
一応成案を得ておるわけでございます。

○久保等君 まあ大体と言われるので
すが、大体ではちよつと済まされな
い問題だと思ひます。それで少くとも
工事担任者のまあ認定の問題につ
いては、これは直ちにやり得るよう
な態勢になければならんと思ひま
す。工事担任者の問題にしても、只
今私のちよつと御質問申し上げて指
摘した点は、これは非常に今後の運
営の面において、先ほど局長が極
めて厳格にやるのだと言つても、
運営の面において厳格にやり得
るような実態は勢になつておらな

思うのです。それで極端な場合を言え
ば、一人の担任者が申請をしておい
て、それで実際の工事は、これはいわ
ばどちらかと言え、器用な素人にや
らせるという形になつて行くと思ひの
です。その場合に、成るほど確かに電
気通信は生きておらなければならな
い。試験をやつた場合には、
どうやらこうやらとにかく開通する
という形の工事はするが、あとの少く
も電気通信事業の一貫性からいつて、
運営の問題については、これは何と
言つても公社が責任を持たなければな
らないと思ひます。私はそのことに
ついて少くとも研究に研究を重ねて、
具体的などころにまで細に入り微に入
つて十分なる成案を得た上で、これな
ら大丈夫なんだという形で提案せられ
ておるならばまだしも、少くともそ
ういつた問題がばけて参ると、国会にお
ける提案が非常に巧妙に御提案をなさ
れました。今後の電気通信事業の運
営というところについて非常に大きな危
惧を感じざるを得ないわけです。そこ
で一応のまあ成案を得ておられるなら
ば、私一応参考までに一つ近日是非お
出し願ひたいと思ひます。技術基準
の問題とそれから工事担任者の検定の
問題についての方針なり、或いは又基
準なり、そういうものを一つ資料と
してお出し願ひたい。

それから一つ私の少くとも知り得た
範囲としてお話を申上げて、御参考と
いいますか、注意を喚起しておきたい
と思ひますが、例えば技術基準の問
題、それから工事担任者の認定の問題
にしても、これ又いろいろ重要な問題
があるわけですし、今日すでにPBX
の自営によつて、前から引続いてある

例えば銀行なら銀行におけるPBX
が、民間で自営をやつておるものがあ
るわけですね。その場合に当然何人かの
実はその社員がPBXの保守に当つ
ておる。そういう人たちが、全国では
相当ある。何千人になるか存じませ
んが、とにかく相当の数に上ると思ひま
すが、そういう人たちにいつてみれ
ば、この公衆電気通信法案の推移につ
いては、重大な関心を持つておると思
ひます。いわば従来の身分を確保して
おきたいという立場から、公衆電気通
信法案で、果してPBXが民間になれ
ば、自分の立場からいつて、不利か有
利かということについては、非常な懸
念を持つておるわけでありまして、こ
ろがこれに当然従来電電公社で責任を
持つてやつておるわけですが、更にそ
の会社自体は、直接日頃の細かい保守
等を責任を持つてやつておるわけなん
ですが、その人たちが今度民間に開放
せられた場合に、自分みづからが、今
度は又逆に職場を失ふというやうな意
味で、相当不安な念を持つて動いてお
られることも私承知いたしておる。こ
のことは恐らく公社当局に対しても、
技術基準の面からは非常に厳格にやつ
てもらいたいという希望を述べられる
動きもあるでしようし、或る面から
は、是非とも何とか適当にお願ひした
いという動きもあるでしようし、こ
らの問題については非常に複雑な……、
業者の諸君は、PBXの民間開放問
題について、まあいわば足並みを揃え
て強力に開放してもらいたいという動
きをしておられる、そういう声が非常
に強いという話が従来もあります。併
しその中でもいろいろ動きはあるので
す。そこでやはり考えなければならん

ことは、電電公社の考え方として、電
気通信事業というものがそういうい
わば責任のないところの動きによつて左
右されることでは甚だ遺憾であります
し、飽くまでも電気通信事業の使命と
いうものを十分に認識しなければなら
んと思ひます。このことは私が今更
上げるまでもないことでなければなら
ない。併しながらこの技術基準或いは工事担
任者の認定の問題とも関連して非常
に微妙な動きもあるやうに聞いておるわ
けです。そこでそれだけに私は細かい
問題であるかのように一見思われるけ
れども、非常に重大な問題だと思ひ
ます。とにかく民間に開放しておけば、
公社がやろうと思へば公社がやれるん
だ、それから民間にやらせようと思へ
ば民間にやらせられるんだから、そん
なことは一つどちらでもいいんじやな
いかというふうに考えられると、これ
は必ずしも公社の総裁なり或いは副総
裁、或いは更に営業局長なり施設局長
なりという本社の高層幹部が一々窓口
でそういう話を受けるならこれは別
ですけれども、少くとも全国の何十万
という電気通信事業の従業員の組織体
を動かすというところを考へて行つたよ
うな場合に、これはただ単に最高幹部
の意思と、自分の能力によつて問題が
末端の所で解決されることは実は考えら
れない。これは飽くまでも現実的な話
を申上げておるんですが、理窟から言
へば、そんなことはあり得ないんです
が、少くとも現実的にはほぼ周到な
準備の上に立つてこういう問題を取扱
つて行かなければ、私は何のために昨
年の八月一日から公社に切換へられた
か。経営という問題、電気通信事業の
運営という問題について、根本的に再

検討しなければならぬ段階にあると
いうことは、私は先ほどいろいろ縷々
申上げたんですが、先ほどの営業局長
に対する、それについて再検討せられ
たかという私の質問に対する再検討せ
られたという御答弁よりも、むしろ公
社になつた以後PBXの問題について
も、公社としての責任からいろいろ対
策を立てて、具体的ないろいろ方策を
立てて実施に移しておる、いわばPB
Xに対する電電公社が今日とつてお
る対策なり、態度なりの御説明があつ
たんですが、私の質問申上げておるの
は、むしろ公衆電気通信法案の中に載
込まれておるこの提案そのものにつ
いて、ここで再検討せられたかどうかと
いう質問であつたんですが、むしろそ
うじやなくて、PBXに対して公社が
いろいろ対策に腐心し、又現にいろい
ろ実績も挙げて参つておるといふ御答
弁であつたわけですが、まあその点は
いづれにいたしましても、私余り強く
申上げたわけではありませんけれども、併
し要するところ、PBXの民間開放と
いう問題でも、私が最後に申上げたよ
うな問題が実は現実的に重要なポイン
トになつて参るわけですから、そうい
う点で公社の考へておられる具体的な
成案、或いは若し成案を得ておらなけ
れば現段階における構想といつたもの
を資料として御提出を願つて、更に又
いろいろ御質問も申上げたい、かやう
に考えます。

○委員長(左藤義詮君) よろしうござ
いますか。
○政府委員(金光昭君) よろしうござ
います。
○山田節男君 今日法案に関連して
ではございませんが、最近日本タイ
ムに数回に互つて日本から打つ国際電
報ですね、これが非常に高い。例えば
セイロンに向けて打つのにその料金が
セイロンから三つちへ打つ場合と、こ
つちからセイロンへ打つ場合と殆んど
五〇%の差がある。非常に日本は高
い、こういう非難が掲載されておるん
ですね。前回の場合は国際電電公社の
ほうで何か弁明を出しておつたんです
が、昨日の日本タイムスを見ると、今
度は実例を挙げて非常に料金が五割も
高いと、これは将来日本の輸出貿易に
とつても由々しき問題じやないかとい
うことを具体的な例を以て質問されて
いるんですね。果してこういうことが
あるのかどうか。それから若しあると
すればなぜ日本から外国へ打つ電報料
金が、外国から日本へ来る場合よりも
料金が高いのか、その理由を一つお聞
きしたいと思ひます。若し今日できなけ
れば国際電電公社と調査されて、国際
電電公社と日本電電公社との何契約
でもあつて、こつちへ来る場合は安い
けれどもこつちから発信する場合には
高い。東京とか大阪とか神戸とかい
う所ならばそうでないかも知らんけれ
ども、他の場合に、例えば電送するとか
いうやうなことで何か金がかかる部面
があるかどうか。これは私は全然わか
りませんけれども、こういうやうなこ
とが若し事実とすれば、これは非常に
重大な問題じやないかと思ひます。
若しわからなければ一つ調べて頂き
たいんですが、調査して次回でも一つ答
弁して頂きたい。
○政府委員(金光昭君) 只今の山田委
員のお尋ねでございしますが、国際通信
料金はすでに御案内のごとく、両方の
通信主管庁なり、或いは事業者間の協
定によつて定めるわけでございますが、

整が図られるのであるから、公衆電気通信法案第四十七条第一項に「夜間通話」という一号を追加し、同法第六十八条に基く別表中「第四市外通話料」欄の末尾に「夜間通話料」「普通通話料」を添へる。

第二〇二二號 昭和二十八年七月三
日受理

公衆電気通信法案中一部修正に関する
請願

請願者 東京都中央区築地一ノ二 大久保一彦

紹介議員 黒川 武雄君
電話加入権は学説判例でも明らかなこと

うにすでに一個の財産権である。従つて特別重大な理由がない限り質権設定

を禁ずることは私有財産に対する不当な圧迫であつて、経済生活の窮迫に悩

む現下の中小企業商社の融資事情擁護の見地からも、また私有財産処分に対

する加入者の自由意思を尊重すべきであるという理念からもこのような官僚

的制限を設くべきでないから、公衆電
氣通信法案を修正せられたいとの請

願。

第二二八二号 昭和二十八年七月六日受理

夜間等の電話通話料率引制度復活に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ
一 東京都水産物卸売人

協会内六大都市水産物
卸売人協会内 寺田省

紹介議員 秋山俊一郎君

水産物市場では、鮮度保持の上から急速処理を生命とする関係上夜間から早

戦にかつて取引されるのであり、また魚市場と生産地との間における漁況と

市況の迅速な通信利用によつて需給調

昭和二十八年八月二十一日印刷

昭和二十八年八月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局